

(平成 25 年静岡市条例第 98 号) 静岡市資源循環啓発施設条例一部改正(案)について

「しずもーる沼上」における休館日の変更について、 皆さまのご意見を募集します。

意見募集期間：**令和7年 10 月 14 日(火)から 11 月 13 日(木)**

意見募集の内容

現在、静岡市では、廃棄物の減量等及び環境の保全に関する市民の活動を促進するため、資源循環啓発施設（2 施設）を設置しています。

令和 8 年 4 月 1 日から「しずもーる沼上」の休館日を変更することを検討しています。

＜資源循環啓発施設（2 施設）＞

施設名・所在地	主な来場理由	現在の休館日
静岡市沼上資源循環 学習プラザ 「しずもーる沼上」 静岡市葵区南沼上 1217 番地の 1	・小学校 4 年生を中心 とした社会科見学	(1) 日曜日 (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
静岡市西ケ谷資源循 環体験プラザ 「しずもーる西ケ谷」 静岡市葵区西ケ谷 553 番 地の 2	・温泉、足湯の利用 ・ジモティースポットの 利用 ・リサイクル講座の利用	(1) 月曜日及び火曜日（これらの日が国民の 祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下この表において「休 日」という。）に当たるときは、その日後において その日に最も近い休日又は月曜日若しくは火 曜日でない日） (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日 (3) 施設の運営に必要な電力の確保に支障 がある日として市長が別に定める日

の休 館 日 変 更

施設名	令和 8 年 4 月 1 日からの休館日 <変更後>
しずもーる沼上	(1) 土曜日、日曜日及び祝日 (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

※しずもーる西ケ谷については、休館日変更の予定はありません。

対象者

静岡市内に在住または通勤・
通学する方や、市内の法人、
団体

提出方法

申込フォーム、意見書※を郵送か FAX、直接、ごみ減量推進課
（静岡庁舎新館 13 階）に持参

【10 月 14 日(火)から 11 月 13 日(木)必着】

※意見書は、同課、各区市政情報コーナー、市 HP にあります。

URL <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2487/s009159.html>

提出先 〒420-8602 静岡市葵区追手町 5 番 1 号 静岡庁舎 新館 13 階
静岡市役所 環境局ごみ減量推進課 ごみ減量・リサイクル推進係
電話 054-221-1361 FAX 054-221-1076